

写

31東監発第9号  
令和元年6月3日

東村山市長 渡部 尚 様  
東村山市議会議長 熊木 敏己 様

東村山市監査委員 赤木 盛一  
東村山市監査委員 飯田 武夫  
東村山市監査委員 伊藤 真一

平成30年度第3回定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第1項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

指摘事項については、措置を講じたうえ再発防止のため、職員研修や定期的な打合わせ等において周知し、事務統一を行うよう願います。また、措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

## 定期監査結果報告書

### 第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定に基づく監査

### 第2 監査の対象

対象所管課	経営政策部資産マネジメント課、地域創生部シティセールス課、子ども家庭部児童課、市立児童館5館、まちづくり部市街地整備課
監査の範囲	平成30年4月1日から平成31年2月28日までに執行された財務に関する事務及び経営に係る事業の管理

### 第3 監査の着眼点

監査にあたっては、主に次の事項が適正に行われているかどうかを観点とした。

- (1) 収入事務はその根拠となる法令、規則等に適合しているか
- (2) 予算の執行は適正に行われているか
- (3) 契約事務はその根拠となる法令、規則等に適合しているか
- (4) 財産（施設、備品等）は適切に管理、使用されているか
- (5) 郵券の受払い、管理は適切に行われているか
- (6) 目標管理制度に基づく各課目標、具体的な取組みが着実に実行されているか
- (7) その他 財務及び事務事業に関する必要事項

### 第4 監査の主な実施内容

対象所管課から関係資料、証拠書類の提出を求めるとともに書面及び実査を行い、必要に応じ関係職員の説明を聴取し監査を実施した。

### 第5 監査の実施場所及び日程

期間：平成31年3月1日から令和元年5月28日まで

実施内容	実施場所	日程
実 査	市立児童館	平成31年 4月8日、9日、11日
	所管課	平成31年 4月8日、9日
説明聴取	監査室	令和元年 5月14日
講 評	監査室	令和元年 5月28日

## 第6 監査の結果

概ね適正に処理されていると認められたが、一部検討を要する項目が見受けられたので意見・要望事項を含め以下の通り記述する。

### 資産マネジメント課

#### 1 指摘事項

監査を実施した範囲においては、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

#### 2 意見・要望事項

公民連携による施設管理業務の包括化について、平成 30 年度より、市の公共 85 施設、638 管理業務について包括管理業務委託が行われた。施設の維持管理水準が高まり安全性が向上されたこと、職員の事務手続きの軽減により本来業務に取り組むことが出来るようになったことは、評価される。今後とも施設管理所管職員が、事業者任せにならないよう情報の共有を図られたい。

また、平成 30 年度、人口減少社会における公共施設の有り方について「施設再生ケーススタディブック」を作成し、9 回の出張講座を開催。参加者は、延べ 419 人であった。東村山第六中学校や都立東村山西高等学校に出張講座を行い次世代の若者に伝える取り組みは評価される。教育委員会とも連携し、今後も情報の共有を図られたい。

### シティセールス課

#### 1 指摘事項

監査を実施した範囲においては、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

### 児童課・児童館

#### 1 指摘事項

##### (1) 児童館受付業務臨時職員の任用について

児童館受付業務の臨時職員が、児童クラブ補助員として任用されていた。現状の勤務状況に合わせた職種として任用されたい。

##### (2) 備品管理について

児童課登録備品を抜粋して実査したが、ほとんどが児童館の備品であり、本来の所在とは違っていた。また、児童館の備品についても管理シールが無い物品や古くて使用できない物品が多く見受けられた。

今回の定期監査を、備品を整理する機会と捉え、物品管理規則に基づき適切に管理されたい。

## 市街地整備課

### 1 指摘事項

庁用車管理台帳や運行前点検表及び運転日誌の記入が一部なされていない部分が見受けられたので、今後は、安全運転のために、適切に実施されたい。